

2024（令和6）年度
群馬大学共同教育学部
日本手話実践力育成プログラム
（履修証明プログラム）

募集要項

日程等については、本学ホームページで最新情報を
確認してください。

目 次

1 趣旨, 目的.....	1
2 教育プログラムの内容.....	1
3 履修証明制度.....	2
4 出願資格.....	2
5 プログラムの到達目標.....	3
6 募集人員.....	4
7 講習料.....	4
8 出願手続.....	4
9 出願書類.....	5
10 出願資格の審査.....	5
11 履修者選抜方法.....	6
12 合格発表.....	7
13 履修手続.....	7
14 講習料の納付.....	7
15 履修証明書.....	7
16 教育訓練給付制度 (ベーシックコースのみ対象)	7
17 問い合わせ先.....	7

(添付書類)

- 出願書類チェックシート
- 様式1 履修申請書
- 様式2 履歴書
- 様式3 志望理由書
- 様式4 小論文 (ベーシックコース選考用)
- 様式5 履修承諾書

2024（令和6）年度群馬大学共同教育学部日本手話実践力育成プログラム
（履修証明プログラム）

1 趣旨、目的

ろう児・者が、教育や生活全般にわたり手話でアクセスできるようにするための支援人材育成と環境整備が喫緊の課題となっています。これらの社会的要請に応えるため、群馬大学共同教育学部では、社会人を主たる対象とする履修証明プログラム「日本手話実践力育成プログラム」を開設しています。

本プログラムでは、厚生労働省の手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たした授業を、平日夜間にリアルタイム双方向のオンライン形態で開講することで、社会人の方々が、手話及び手話通訳のスキルの習得を目指せるようにしています。

2 教育プログラムの内容

1) 概要

本プログラムは、以下のコース及び講座から構成されます。

講義名・講義時間数及び開講学期は、以下のとおりです。

(1) ベーシックコース

ア 日本手話講座Ⅰ「言語としての日本手話ⅠA・ⅠB」60時間+5時間（※1）
前期（2024年4月～2024年9月）月曜日及び火曜日開講

イ 日本手話講座Ⅱ「言語としての日本手話ⅡA・ⅡB」60時間+5時間（※1）
後期（2024年10月～2025年3月）火曜日及び水曜日開講

(2) アドバンスコース

ア 手話通訳講座Ⅰ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」30時間+10時間（※2）
前期（2024年4月～2024年9月）木曜日開講

イ 手話通訳講座Ⅱ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」30時間+10時間（※2）
後期（2024年10月～2025年3月）木曜日開講

ウ 手話通訳講座Ⅲ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」30時間+10時間（※2）
前期（2025年4月～2025年9月）木曜日開講（※3）

講義は、各コースともに18時45分から20時15分までです。

開講する曜日については、変更となる場合があります。

詳細な年間の開講日程については、2024年2月27日（火）付けの合格発表と併せて、合格者へお知らせいたします。

上記の開講曜日については、2024年度履修開始者向けのもので、2025年度以降に履修を開始する方については、当該年度の募集要項でお知らせいたします。

（※1）日本手話講座Ⅰ・Ⅱでは、それぞれ「オンデマンド教材による学習」と「課題提出」で計5時間を要します。

（※2）手話通訳講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでは、それぞれ「オンデマンド教材による学習」と「課題提出」で計10時間を要します。

（※3）ウ 手話通訳講座Ⅲについては、2025年度に開講します。

ベーシックコースは、厚生労働省が指定する「手話奉仕員」養成カリキュラム修了相当の単位認定を満たします。

アドバンスコースは、厚生労働省が指定する「手話通訳者」養成カリキュラム修了相当

の単位認定を満たします。

カリキュラムや授業科目の詳細については、本プログラムの Web サイト (<https://www.edu.gunma-u.ac.jp/major/human-science/special-needs/nihonshuwa/>) 及び群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室の Web サイト (<https://sign.hess.gunma-u.ac.jp/recurrent/program.html>) をご覧ください。

2) 授業の方法

2024 年 4 月から開講し、社会人の方が学びやすいよう、全ての授業を平日夜間にリアルタイムオンライン授業により行います。

プログラムの履修開始の時期は、原則として学年の始めとし、履修期間は原則として次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) ベーシックコース 1 年間
- (2) アドバンスコース 1 年 6 か月間

3) 修了要件

原則として所定の履修期間内に、定められた科目及び以下の時間数を履修することとします。

- (1) ベーシックコース 120 時間 (このほかに、10 時間(※1)のオンデマンド教材による学習と課題提出有り)
(※1)10 時間の内訳：日本手話講座 I・II につき各 5 時間
- (2) アドバンスコース 90 時間 (このほかに、30 時間(※2)のオンデマンド教材による学習と課題提出有り)
(※2)30 時間の内訳：手話通訳講座 I・II・III につき各 10 時間

修了が認定された方には、「履修証明書」を交付します。

3 履修証明制度

履修証明制度は、学校教育法の規定に基づき、大学の特別の課程として、社会人等を対象に大学の教育研究資源を活用し、学習の機会を提供するもので、人材養成の目的に応じて必要な講習又は授業科目を体系的に編成した教育プログラムです。

本プログラムは、「群馬大学における特別の課程に関する規則」第 1 条 2 の定める「群馬大学が編成する特別の課程として、履修証明を行うプログラム」として認定されています。

4 出願資格

本プログラムに出願できる者は、手話及び手話通訳のスキル習得を目的とする者で、かつ、①大学卒業又は②群馬大学共同教育学部において「大学を卒業した者と同等以上の学力がある」と認められた者として、②による出願を希望する場合は、出願に先立ち本学部の行う出願資格の審査を受け、出願資格の有無を確認することができます。「10 出願資格の審査」を参照してください。

また、最終学歴が短期大学卒業である方については、上記①大学卒業には該当しませんので、②の出願資格審査を受けていただく必要があります。

各コースの目的は、以下のとおりです。出願に当たっては、以下の目的を成し遂げようとする意志のある方を求めています。

(1) ベーシックコース

ろう者の社会生活全般に関わる話題について、理解・産出・やりとりが可能な日本手話スキルの習得

(2) アドバンスコース

広汎な話題について、理解・産出・やりとり・仲介が可能な日本手話スキルの習得

及び意味的等価性を担保した手話通訳の基礎スキルの習得

アドバンスコースの受講に当たっては、「ベーシックコース修了相当の日本手話スキル（※）を有していること」が必要です。そのため、出願後にオンラインによる実技の資格審査を行います。

※「ベーシックコース修了相当の日本手話スキル」の詳細は、下記「5 プログラムの到達目標」をご参照ください。

5 プログラムの到達目標

群馬大学の日本手話実践力育成プログラムでは、ヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Language: CEFR）の行動中心の考え方に基づいた授業を展開するなかで、「理解」「産出」「やりとり」「仲介」のコミュニケーション言語活動において、日本手話のコミュニケーション言語能力（言語能力・社会言語能力・語用論的能力）とコミュニケーション言語方略を身につけ、手話通訳のスムーズなスキル習得につなげていくことを目標にしています。

（1）ベーシックコース

- CEFR A2 以上-B1 レベルの日本手話の運用をすることができる。
- ・ B1：仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
- ・ A2：ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係のある領域に関する、よく使われる分や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
- 日本手話の基本文法について文法用語で理解し使用することができる。
- 手話語彙を 1,500 語以上理解・産出することができる。
- 聴覚障害者の生活や社会に関わる基礎知識を持ち、日本手話のコミュニケーションに活かすことができる。

（2）アドバンスコース

- CEFR B2 レベル以上の日本手話の運用をすることができる。
- ・ B2：自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本手話話者とやりとりができるくらい流暢かつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができ、さまざまな選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
- 手話語彙を 3,500 語以上理解・産出することができる。
- かなり広汎な範囲の話題について、日本手話と日本語の意味的等価性を保持し、目標言語で正確にその内容を伝える文にして訳出することができる。
- コミュニケーションの本質を理解し、円滑なコミュニケーションを成立させるために通訳者として職業倫理に則った効果的な判断と行動をとることができる。
- 手話通訳者の理念と仕事、健康管理に関わる知識を持ち、将来の手話通訳活動に活かすことができる。

6 募集人員

- (1) ベーシックコース 30名
- (2) アドバンスコース 10名

7 講習料

- (1) 講習料は、次の通りです。
 - ①ベーシックコース 120,000円 (60,000円×2科目)
 - ②アドバンスコース 90,000円 (30,000円×3科目)
- (2) 既納の講習料は、特別の事情があると認められた場合を除き、返還しません。
- (3) オンライン受講に係る機材、通信料、実習等に要する費用は、履修生の負担とします。

8 出願手続

- (1) 志願者情報の入力：本プログラムのホームページに掲載されている Google フォームへ、志願者情報を入力してください。
- (2) 出願方法：下記9の「出願書類」を同封した上で、封筒の表に「履修証明プログラム出願書類在中」と朱書きし、出願期間内に簡易書留にて郵送してください。
- (3) 出願期間：2024年1月18日(木)～1月24日(水) 必着
- (4) 提出先：
群馬大学共同教育学部入学試験係（履修証明プログラム担当）
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地
- (5) 検定料：9,800円（銀行振込）
金融機関の窓口・ATM・インターネットバンキング等から、上記出願期間内にお振込みください。また、振込の際は出願者本人の名義でお振込みください。
納入した検定料は、いかなる理由があっても返還しません。
ベーシックコース修了後、継続してアドバンスコースを履修する場合、アドバンスコースの出願にかかる検定料は、徴収しません。該当する方は、検定料を納入しないでください。

振込先：以下のいずれかの口座にお振込みください。

- ①東和銀行 前橋北支店(普通) 3169574
- ②三井住友銀行 前橋支店 (普通) 5062657
- ③群馬銀行 堅町支店 (普通) 1186984

受取人名：グンマダイガク

※振込手数料につきましては、ご本人様負担でお願いします。

(6) 出願区分

以下の①～③から選択してください。

- ① ベーシックコース (単願)
- ② アドバンスコース (ベーシックコースとの併願) (※)
- ③ アドバンスコース (単願)

(※) ②アドバンスコース (ベーシックコースとの併願) について

アドバンスコースで合格とならなかった場合に、ベーシックコースで合格する可能性がある制度です。ただし、志願者数や小論文課題の結果等により、ベーシックコースでも不合格となる場合がありますので、ご承知おきください。

また、アドバンスコースとベーシックコースの両方で合格の基準に達した場合は、上位のコースであるアドバンスコースのみ合格とします。

ベーシックコースを既に修了した者又は修了見込の者がアドバンスコースに出願する場合は、③単願のみとします。②併願はできません。

(アドバンスコースで合格とならなかつた場合でも、既にベーシックコースを修了(又は修了見込)しているため。)

9 出願書類

- (1) 出願書類チェックシート
- (2) 様式1 履修申請書
- (3) 様式2 履歴書
- (4) 様式3 志望理由書

- (5) 様式4 小論文(ベーシックコース選考用)
※ベーシックコース(単願・併願)のみ

【小論文課題：「ろう者の言語・文化的障壁とその支援」】

耳が聞こえないろう者にとって、日本語は自然に獲得するのが難しい第2言語であり、日本社会で暮らしていくには、様々な言語・文化的障壁が横たわっている。その具体例を3つあげ、日本手話でろう者とコミュニケーションをとれる支援者が増えていくことの重要性について述べなさい。

なお、市販のA4用紙に12ポイント程度の大きさのフォントで最大2ページ以内に記述すること。1ページ目の1行目に氏名、2行目に標題を記載すること。なお、用紙は縦置き・横書きとし、その他の書式は任意とする。

- (6) 様式5 履修承諾書
※履修に当たり上司の承諾が必要な会社等へお勤めの方は、提出してください。
- (7) 最終学歴の卒業証明書(卒業証書のコピー可)又は卒業見込証明書
- (8) 日本の国籍を有しない者は、在留資格を確認できるもの
出願書類の様式については、ホームページからダウンロード可能です。
<https://www.edu.gunma-u.ac.jp/major/human-science/special-needs/nihonshuwa/>

※出願に当たっての留意事項

- ① 出願書類に不備があるものは受理しませんので、記載事項に記入漏れ・誤記のないよう、十分注意してください。
- ② 受理した出願書類は、選考に関わる目的以外には使用しません。
- ③ 出願書類の返却はいたしません。

ベーシックコースを既に履修された方(修了見込みの方を含みます)がアドバンスコースへ出願する場合は、(3)「様式2 履歴書」・(5)「様式4 小論文」及び(7)「最終学歴の卒業証明書(卒業証書のコピー可)又は卒業見込証明書」の提出は不要です。

10 出願資格の審査

「4 出願資格」の②「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」による出願を希望する場合は、出願に先立ち本学部の行う出願資格の審査を受け、出願資格の有無を確認する必要があります。

ア 申請方法

申請希望者は、次の書類を同封した上で、封筒の表に「履修証明プログラム出願資格審査申請書類在中」と朱書きし、2023年12月14日(木)(必着)までに簡易書留にて郵送してください。なお、提出書類は返還しません。

- (1) 様式2 履歴書
- (2) 最終学歴の卒業証明書（卒業証書のコピー可）又は卒業見込証明書
- (3) 大学を卒業した者と同等以上の学力があることを示す資料や成果物（複写でも可とします。様式は任意です。）
- (4) 返信用封筒（審査結果通知用，長形3号の封筒に宛名を明記し，374円分の切手を貼付）

イ 提出先

群馬大学共同教育学部入学試験係（履修証明プログラム担当）
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地

ウ 審査方法

上記ア「申請方法」の申請書類を総合して審査します。

エ 審査結果

2024年1月11日（木）までに，志願者本人に通知書を郵送いたします。
なお，電話による審査結果の問合せには応じません。

また，過去に本学部の行う出願資格の審査を受け，「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」については，再度の申請は不要です。その場合は，出願時に，本学部が発行した「出願資格審査結果通知書」の写しを同封してください。

11 履修者選抜方法

(1) ベーシックコース

選考は，小論文及び「志願者が提出した志望理由書等の出願書類」を総合して判定します。

(2) アドバンスコース

選考は，オンラインによる実技の資格審査・面接試験及び「志願者が提出した志望理由書等の出願書類」を総合して判定します。

○アドバンスコースにおける実技試験（面接試験を含む）について

「ベーシックコース修了相当の手話スキルを有しているか」を審査します。実施方法は以下のとおりです。

- ・日時 2024年2月4日（日）
上記の日時で受験できない場合，他の日時で個別に受験することはできません。
- ・方式 オンライン
ミーティングURLや個々の面接時間等については，出願された方に別途通知します。なお，実技試験における受験者のインターネット通信環境の不具合について，本学では責任を負いません。

文法 テスト	実施時間	10時～11時
	内容	日本手話の基本的な文法が身についているか審査します。問題は，多肢選択式です。
面接	実施時間	13時～17時
	内容	ろう者に関する最近の話題からテーマを指定しますので，3分間スピーチをしてください。次にその内容について質疑応答を行います。 ※面接の形式（個人面接／集団面接）及び時間については，出願状況をもとに本学で決定します。事前にお知らせすることはできません。

12 合格発表

2024年2月27日(火)付けで、志願者本人に通知書を郵送いたします。可否について電話による問い合わせには応じません。

13 履修手続

合格者は「合格通知書」とともに同封する「履修手続案内」を読んで、必要書類を①履修手続期間内に②履修手続場所まで「郵送」してください。

- ① 履修手続期間 2024年3月1日(金)～3月8日(金) 必着
- ② 履修手続場所
：群馬大学共同教育学部入学試験係(履修証明プログラム担当)
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地

14 講習料の納付

講習料は、「履修手続案内」に従って、指定の期日までに納付してください。納付がない場合は、履修許可を取り消すことがあります。

15 履修証明書

履修証明プログラムを修了した者には、学長名の「履修証明書」を交付します。

16 教育訓練給付制度(ベーシックコースのみ対象)

本プログラムは文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)の認定を受けて、ベーシックコースについては、令和5年4月1日付けで、厚生労働省が定める教育訓練給付制度「専門実践教育訓練」の新規指定講座となりました。教育訓練給付制度とは、一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給される制度です。

詳細は、厚生労働省のホームページを参照してください。

教育訓練給付金の受給要件や支給申請手続については、お住まいを管轄するハローワークにお問合せください(本学ではお答えできません)。

なお、アドバンスコースについては、教育訓練給付制度の対象にはなりません。

○文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)の認定について

「群馬大学共同教育学部日本手話実践力育成プログラム」は、令和4年12月に、文部科学省が定める「職業実践力育成プログラム」(BP=Brush up Program for professional)に認定されました。

本認定制度は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定するものです。

詳細については、以下のページをご参照ください。

<https://www.edu.gunma-u.ac.jp/major/human-science/special-needs/bp/>

17 問い合わせ先

群馬大学共同教育学部入学試験係(履修証明プログラム担当)
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地(荒牧キャンパス)

電話：027-220-7221, 7225/FAX：027-220-7240

メール：recurrent@ml.gunma-u.ac.jp

ホームページ：

<https://www.edu.gunma-u.ac.jp/major/human-science/special-needs/nihonshuwa/>
受付時間：平日(月～金)9:00～17:00(土・日・祝日を除く)